

編集発行人 税理士 細見 秀 樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人法

★ 業績悪化による役員給与の減額

Q. 上半期の業績が思いのほか悪いので、役員給与を減額しようと思います。この場合、役員給与はどのように取り扱われますか？

A. 一定の場合には定期同額給与となり、損金算入することが認められます。

役員給与は、原則として、期中で支給額を変更すると定期同額給与に該当せず、損金算入することが認められなくなりますが、経営状況等の悪化に伴い、第三者である利害関係者との関係から給与を減額せざるを得なくなったというような場合には、減額前と減額後の給与が同額であれば定期同額給与に該当し、損金の額に算入することが認められます。

また、次のような場合も同様に扱われます。

- ① 株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合
- ② 取引銀行との間で行われる借入金のリスケジュールの協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合
- ③ 業績や財務状況又は資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るための計画が策定され、これに役員給与の減額が盛り込まれた場合

なお、上記のような事実が生じていても、利益調整のみを目的として行う減額については、やむを得ずした減額ではありませんので、損金に算入することは認められません。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/qa.pdf>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5211.htm>

★ 事前確定給与を未払いにした場合

Q. 事前確定給与を資金繰りの都合で、一部未払いにしようと思います。この場合、どのように取り扱われますか？

A. 事前確定届出給与は、「その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与」ですから、その届出の時点において未払いとなることが見込まれるような場合には、そもそも「事前」に確定額を支給する「定め」が存していたのかどうかということが問題になります。

といいますのも、会社と委任契約で結ばれた役員に対する事前確定届出給与が、その

職務執行の対価であることからすると、未払いとなることを前提にその対価の支給を決定しておくことはあり得ないと考えられますことから、事前確定届出給与の「確定額」には未払いが見込まれる金額が含まれることはなく、未払いが見込まれる金額が含まれている場合のその金額は「確定額」とは言えないのではと思われるからです。

いずれにしても、事前確定届出給与について、その支給額の一部につき未払計上がされた場合には、給与としての実態が伴っているかどうかその実質により判断されるとともに、所轄税務署長へ届け出た金額が確定額であったのかどうか、更には、そもそも「その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する定め」が存していたのかどうかなどについて、個々に判断されることになります。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/11/16.htm>

所得税法

★ 未払給与と源泉徴収

Q. 先月は資金繰りの関係で、役員給与の一部を未払いにしたのですが、源泉徴収はどうしたらいいですか？

A. 給与については、実際に支払われたときに源泉徴収することになりますが、年末調整時にある未払い給与は、支払が翌年になる場合であっても、支払いが確定しているものは、年末調整を行う給与に含めなければなりません。

所得税の源泉徴収は、実際に支払いが行われた給与等に対する税額を支払が行われた月の翌月10日までに納付しなければならないとされており、給与が未払いである場合には、実際に支払われたときまで納付する必要はなく、支給時に源泉徴収すればよいこととされています。

これに対して、役員賞与については、支払いが確定した日から1年を経過した日までに支払いがない場合には、その1年経過した日に支払いがあったものとして源泉徴収しなければならないこととされていますので注意が必要です。

また、年末調整時に未払給与がある場合には、その支給が翌年になる場合であっても、支払いが確定しているものについては、年末調整の対象となる給与に含めなければなりませんので、この点も注意が必要です。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2526.htm>

相続税法

★ 贈与があったとされない場合

Q. 贈与税では、名義を変えても贈与があったとされない場合があるそうですが、どんな場合ですか？

A. 贈与税では、名義変更があった場合は、原則として、贈与があったものとして取り扱いますが、次の場合には、贈与があったものとされないこととなっています。

①他人名義で不動産、船舶、有価証券等を取得した場合で次のような場合

- ・名義になっている人が名義人となっている事実を知らなかった場合
- ・名義人が対象となっている不動産、船舶等を使用収益していない場合
- ・名義人が有価証券を管理運用し、又はその収益を享受していない場合

②過誤等により他人名義にした場合

他人名義で財産を取得したことが過誤又は軽率になされた場合で、かつ、それらのことが取得者の年齢からみて確認できるときは、これらの財産に係る最初の贈与税の申告もしくは決定又は更正の日前にこれらの財産の名義を取得者の名義にした場合に限って、贈与がなかったものとして取り扱われます。また、他から取得した財産を他人名義とした場合のほか、自分が持っていた財産の名義を他人名義に変更した場合も同様に扱われます。

その他、一定の場合にも贈与があったとされないこととされています。

贈与の実態の把握は贈与契約に基づきますので「あげます、もらいます」の意思表示で確認されるもので一方的な「あげました」は贈与契約を満たしていないこととなります。

消費税法

★ 自家消費にかかる消費税

Q. 私は今年、薬局のオープンする予定です。商品を自家消費した場合、消費税はどのように取り扱われますか？

A. 消費税は、事業者が事業として対価を得た取引が課税対象になりますので、無償取引は原則、課税対象にならないのですが、個人事業者が商品などを自家消費した場合や事業用資産を家事使用した場合は、例外的に課税対象にすることとしています。

この場合の課税売上となる金額は、資産の種類に応じ次のように取り扱うこととされています。

① 棚卸資産

「仕入金額」と「通常の販売価額の50%相当額」のいずれか大きい金額

② ①以外の資産

その資産の時価

なお、ご質問の場合の簡易課税の事業区分は、小売ですので第二種事業として取り扱われることとなります。

ちなみに、所得税において自家消費した場合は、次の金額のうちいずれか大きい金額を総収入金額に算入すればいいことになっており、消費税の取扱いとは少し違った取扱いになっていますので注意しておいてください。

① 「仕入金額」

② 「通常の販売価額の70%相当額」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6317.htm>

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/14/03.htm>

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/06/01.htm>